

平成 25 年 4 月 15 日

各部長・各総合支所長 様  
議会・各行政委員会事務局長 様

伊達市長 仁志田 昇司

### 平成 25 年度予算執行方針について（通知）

平成 25 年度は、国において、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の同時展開により、平成 24 年度補正予算と平成 25 年度予算を組み合わせ、切れ目なく施策を講じることで経済再生に取り組むこととしている。

本市の平成 25 年度予算については、平成 24 年度に引き続き最大の課題である放射能関連事業として、生活圏や農地の除染を除染実施計画の下で着実に進めるほか、内部外部被ばく検査や放射線教育及び自主避難者の帰還支援事業等、市民の安全安心のため積極的な取り組みを進める予算とした。

また、合併 10 年という節目に向け、東北中央道が復興道路と位置づけられたことも踏まえ、伊達市ランドデザイン、総合計画、新市建設計画及び健康都市推進に係る事業等を実施し、本市復興を内外に発信し成長していく取り組みを進める。

平成 25 年度予算執行に当たっては、未来に踏み出す新たな一歩として、持続可能な財政運営に向け、新しい視点での事務事業の構築や見直しに努め、これまでの行財政改革の取り組みの成果を維持するとともに、常にコスト意識の徹底を図り、経費の節減合理化に努めていながら、下記事項に留意の上、予算執行に万全を期すよう通知する。

### 記

#### 1 全般的事項について

- (1) 「くらしとこころの復興（放射能対策）」という考えを基本に、除染対策事業、健康管理事業、風評被害対策事業、自主避難者対策事業などの放射能対策事業に取り組む。  
特に、除染対策事業については、A・Bエリア除染の進ちょくや時間の経過に伴う自然減衰など、本市の置かれた状況の変化に留意し、市民の安心を確保することが最終目標であることを強く意識して取り組むこと。
- (2) 平成 25 年度は、「復興から成長へ 合併 10 年に向けたリスタート・伊達市のさらなる発展を目指す」重要な転換点であることから、次年度以降を見据えて総合計画後期基本計画、新市建設計画及び健康都市推進事業を進展させる具体的な取り組みを進めること。
- (3) 施策別枠配分方式により各部が主体的に編成した予算であることから、年度当初において、慎重に予算執行計画を作成し、計画的かつ効率的に予算を執行すること。
- (4) 事業目的を効果的かつ効率的に達成するため、全ての経費について仕様や数量、執行方法など D T I 事業の推進により見直しを行うとともに、行政評価を踏まえて、最少の

経費で最大の効果が得られるよう適切な事業執行にあたること。

- (5) 事務事業の実施に当たっては、市民協働による行政経営を念頭に置き、計画立案から実施の各段階において、常に市民への説明責任を意識して取り組むこと。
- (6) 普通建設事業等については、早期の起工、発注に努めるとともに、他の工事との関連や実施時期を見極め、早期に事業効果が発現されるよう創意工夫すること。

## 2 歳入に関する事項

### (1) 市税について

市税は、景気回復及び震災からの復興による税収が回復の兆しはあるものの、企業・市民の収入の変動が懸念されることから、本市の財政運営に及ぼす影響を考慮しながら、課税客体的確な把握に努めること。

また、市税及び国民健康保険税等の収納については、納期内納入の促進に努めるとともに関係機関との連携や全庁的な取り組みによる収納率の向上に努めること。

### (2) 使用料・手数料・負担金・貸付金について

使用料や手数料は、滞納が生じないように留意し、過年度の未収金については、整理計画を立て回収に努めること。

### (3) 国・県支出金について

国の平成 25 年度当初予算が年度内の成立とならず暫定予算となったことから、5 月初旬と目される予算成立に向け、国の状況を随時把握し、国の内示や交付決定の時期を勘案のうえ、適切に国庫補助事業等を実施するため、国等の関係機関との情報の共有や調整を図ること。

また、除染対策事業、健康管理事業等放射能対策事業については、極力一般財源によらないものとして予算編成しており、特に除染対策事業交付金対象の事業については、充分県と協議のうえ市の資金状況を踏まえ事業を進めること。

さらに、現在実施している事業について、改めて国・県の補助事業に照らし、補助事業に該当するものは積極的に補助申請を行うとともに、国・県補助金などの制度改正等の影響の把握に努め、執行にあたっては更なる財政負担が生じないよう対処すること。

### (4) その他の収入

その他の収入についても、予算額を確保するとともに、努めて増収を図ること。

## 3 歳出に関する事項

### (1) 人件費について

人件費は、職員一人ひとりが市民サービスの担い手であり、その向上に資するための費用であることを認識すること。また、時間外勤務については、所属長が当該勤務の必要性の事前確認及び業績の把握に努めるとともに、業務の見直し等の事務改善・勤務時

間の割り振りや勤務日の振替の活用を図るなど、事務の効率化と職員の健康等に配慮しながら予算の範囲内で執行すること。

#### (2) 物件費について

除染対策事業交付金事業については、事業費が多額となることから、充分県と協議のうえ進めること。

委託料・物品の購入・施設維持管理費や修繕等の経費は、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行時点での再度の内容精査を行い、予算の範囲内で創意と工夫により節減を図ること。

#### (3) 補助金について

補助金については、長年にわたり交付されているものが多く見受けられるため、補助の目的、有効性など被交付団体の事業内容の実態の把握をした上で、サンセット方式により事業執行を行うこと。

#### (4) 工事請負費について

事業実施に伴い生じる請差残金等を追加工事や他の事業等に流用することは認めないものであること。

また、事前の精査、点検を充分に行い、設計変更等が生じないように多面的な検討を行うこと。やむを得ず設計等を変更する場合は、別途通知により事前に財政課と協議すること。

### 4 その他に関する事項について

(1) 予算の流用は基本的に認めないこととするが、やむを得ず行う予算の補正にあたっては、施策別枠配分予算により各課が主体的に編成した予算であることから、増額ではなく予算の組み替えとすること。

(2) 予算の執行残額は、減額補正により処理する。特に、年間を通じて計画的な執行に努め、年度末に予算の執行が集中することのないようにすること。

(3) 地域経済の活性化に寄与するため、地域産業の育成と地元企業の活性化にも配慮し、地元企業等の受注機会の拡大に努めること。

### 5 特別会計・企業会計について

特別会計及び企業会計についても、一般会計と同一基調のもと、経営の基本原則である独立採算制を十分意識し、積極的に歳入確保を図り、一層の経営の簡素合理化、能率化を基本として執行すること。

特に公営企業会計及びそれに準じるものについては、事業の総点検を行い、中長期の経営計画等を策定するなどにより健全財政の保持と効果的運営に努めること。